（平成二十七年度における改正後厚生年金保険法施行規則第八十九条の三の規定の適用の特例）

第七条　平成二十七年度において改正後厚生年金保険法施行規則第八十九条の三第一項の規定に基づき、各実施機関（同項に規定する実施機関をいう。次条において同じ。）が、厚生労働大臣に対し、光ディスクにより報告する場合においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を報告するものとする。

一　平成二十六年度の各月の末日における年金保険者たる共済組合等（改正前厚生年金保険法第百条の三に規定する年金保険者たる共済組合等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る組合員又は加入者に関する次に掲げる事項（ニからヘまでに掲げる事項については、日本私立学校振興・共済事業団に限る。）

イ　当該組合員又は加入者の数

ロ　当該組合員又は加入者の標準報酬の月額

ハ　当該組合員又は加入者の標準賞与の額

ニ　当該加入者のうち六十五歳以上の加入者の数

ホ　当該加入者の標準報酬の月額のうち六十五歳以上の加入者に係る額

ヘ　当該加入者の標準賞与の額のうち六十五歳以上の加入者に係る額

二　平成二十六年度の末日における年金保険者たる共済組合等に係る組合員又は加入者に関する次に掲げる事項を、当該組合員又は加入者の男女別及び年齢別に区分したもの

イ　当該組合員又は加入者の数

ロ　当該組合員又は加入者の標準報酬の月額を平均した額

ハ　当該組合員又は加入者の前年度における各月の標準賞与の額を合計した額を平均した額

三　平成二十六年度の末日における年金保険者たる共済組合等に係る組合員又は加入者の数を、当該組合員又は加入者の男女別及び標準報酬の月額の額別に区分したもの

四　平成二十六年度の末日における年金保険者たる共済組合等に係る組合員又は加入者の数を、当該組合員又は加入者の男女別及び前年度における各月の標準賞与の額を合計した額の額別に区分したもの

（平成二十八年度における改正後厚生年金保険法施行規則第八十九条の三の規定の適用の特例）

第八条　平成二十八年度において改正後厚生年金保険法施行規則第八十九条の三第一項の規定に基づき、各実施機関が、厚生労働大臣に対し、光ディスクにより報告する場合においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を報告するものとする。

一　平成二十七年四月から九月までの各月の末日における年金保険者たる共済組合等に係る組合員又は加入者に関する次に掲げる事項（ニからヘまでに掲げる事項については、日本私立学校振興・共済事業団に限る。）

イ　当該組合員又は加入者の数

ロ　当該組合員又は加入者の標準報酬の月額

ハ　当該組合員又は加入者の標準賞与の額

ニ　当該加入者のうち六十五歳以上の加入者の数

ホ　当該加入者の標準報酬の月額のうち六十五歳以上の加入者に係る額

ヘ　当該加入者の標準賞与の額のうち六十五歳以上の加入者に係る額

二　平成二十七年十月から平成二十八年三月までの各月の末日における当該実施機関に係る被保険者に関する次に掲げる事項

イ　当該被保険者の数

ロ　当該被保険者の標準報酬月額

ハ　当該被保険者の標準賞与額

三　前年度の末日における当該実施機関に係る被保険者に関する次に掲げる事項を、当該被保険者の男女別及び年齢別に区分したもの

イ　当該被保険者の数

ロ　当該被保険者の標準報酬月額を平均した額

ハ　当該被保険者の前年度における各月の標準賞与額を合計した額を平均した額

四　前年度の末日における当該実施機関に係る被保険者の数を、当該被保険者の男女別及び標準報酬月額の額別に区分したもの

五　前年度の末日における当該実施機関に係る被保険者の数を、当該被保険者の男女別及び前年度における各月の標準賞与額を合計した額の額別に区分したもの

（様式に関する経過措置）

第九条　第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則様式第三十四号による証票は、当分の間、改正後厚生年金保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現に交付されている第三条の規定による改正前の年金手帳の様式を定める省令の様式（以下この条において「旧様式」という。）による年金手帳は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による年金手帳の用紙は、当分の間、使用することができる。

○厚生労働省令第百五十四号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二の十六第三号（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第七十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十一条の十第一号、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「一億円」を「五千万円」に改める。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の十

二　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第百一条

三　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）第十九条の十

四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第六十四条第二項

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百九十八条中「第三十四条」を「第三十四条第三号」に、「一億円」を「五千万円」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第三条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第百五条中「二十四月」を「十三月」に改める。

（子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令の一部改正）

第四条　子ども・子育て支援法第七十一条第八項に規定する厚生労働省令で定める権限等を定める省令（平成二十七年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一億円」を「五千万円」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法施行規則に係る特例）